

令和 8 年度 鹿沼市入札適正化委員会 会議録（概要）

1 目 的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保するため、入札及び契約手続の運用状況等について審議を行う。

2 開 催 日 令和 8 年 1 0 月 1 日（木） 午後 1 時 4 0 分～ 3 時 0 0 分

3 開催場所 鹿沼市役所 行政棟 3 階 特別会議室

4 委 員 委員長 前 橋 明 朗
委 員 高 田 悦 夫
委 員 須 賀 正 人（欠席）

5 審議対象期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

6 対象案件 総数 1 7 2 件
抽出案件 3 件
（内訳）事後審査型条件付き一般競争入札 2 件
随意契約 1 件

議事等の概要

1 報告事項

(1) 発注状況について

事務局より、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの審査対象期間内の発注状況について説明

(2) 指名停止の運用状況について

事務局より、4件の指名停止の運用状況について説明

委員：市川自動車が辞退した後、車両の購入はどうなったのか？

事務局：本件では4者指名し、3者が札入れをしたが、落札者が契約を締結しなかった場合は、次点の応札者に落札価格で契約する意思があるかどうかを確認することとしており、当該事業者が市川自動車の落札額で契約することに同意したため、速やかに随意契約を締結した。（地方自治法施行令第167条の2第1項第9号該当）

(3) 談合情報対応状況について

事務局より、令和7年度に寄せられた談合情報はなかったことを報告。

令和5年度に寄せられた談合情報については、令和5年6月に公正取引委員会・鹿沼警察署・栃木県へ通報済みだが、その後の動きはなく、引き続き公正取引委員会の対応を待っている状況であることを説明。なお、同業種ランクの入札については、現在は適正化している。

また、昨年度の入札適正化委員会で入札結果を注視するようご指摘のあった土木・建築・ほ装の市内Aランク対象工事について、事務局よりこれまでの経緯を説明。委員の意向を伝える通知や、入札に関する誓約書の提出、注意喚起などを実施してきたが、落札率の傾向に変化はない。

委員：令和7年10月9日の本委員会において入札結果を注視することとしたがその後の落札率の推移は？

事務局：土木・建築・ほ装のAランク対象工事の落札率は、今年度実施した2件を除き、ほとんどのものが96%から98%前後で推移しており、変化はない。

委員：状況に変化がないのであれば、令和6年度第2回入札適正化委員会で審議したアンケートを実施すべきと考える。

事務局：アンケートの内容は、どのようなものにすべきか？

委員：上記委員会にて、協議して決定した内容で問題ない。

具体的には、記名式のアンケートとして実施し、談合を行った場合の罰則や市からの損害賠償、指名停止等について記載するほか、対象ランクの拡大や地域要件の拡大を行うことに対する意見を求めることを想定。

事務局：アンケートの対象者はどうするか？

委員：対象としては、落札率の状況から、土木Aランク、建築Aランク、ほ装Aランクの市内事業者について実施すべきと考える。

委員：実施はいつになる予定か？

事務局：10月中に実施に向けて調整を行い、準備が整い次第、速やかに実施したい。

(4)抽出結果報告について

高田委員より、抽出案件を選定した理由について報告。

一般競争入札の案件については、土木Aランク対象工事のうち落札率が特徴的であったもの及び管Aランク対象工事のうち予定価格が高額であったものを、随意契約案件については、随意契約理由が特徴的であったものを抽出した。

2 審議事項

(1) 令和7年度市道1031号線外側溝整備工事

工事場所：千渡

担当部課：都市建設部 都市保全課（旧維持課）

【審議結果】適当であると認める

(2) みなみ町市営住宅浄化槽改修工事

工事場所：みなみ町

担当部課：都市建設部 建築課

【審議結果】適当であると認める

(3) ごみ焼却処理施設2号ろ過式集じん器ろ布修繕工事

工事場所：上殿町

担当部課：環境部 資源循環課

【審議結果】適当であると認める

3 抽出案件についての主な質疑・協議内容

【審議案件 ア 令和7年度市道1031号線外側溝整備工事】

委員：入札に参加した16者のうち、14者が高い価格で入札している中、2者のみが最低制限価格で入札しているが、多くの事業者から敬遠された理由はあるか？

工事担当：はっきりとした理由は不明だが、幅員が狭く、道路の地下に上下水道管が埋設されているため、切廻し工事との調整や地元住民との調整など、一般的な工事に比べると施工しにくいことが一因と考えられる。

【審議案件 イ みなみ町市営住宅浄化槽改修工事】

委員：現在の入居率は？

工事担当：令和8年9月1日時点で、全戸数184戸、入居戸数71戸、入居率は39%となっている。

委員：公共施設等総合管理計画の中での位置づけは？

工事担当：市内最大の入居戸数となっているため、当面の間は居住環境の維持に努める必要がある。

委員：762人槽1基を150人槽2基にした理由は？

工事担当：故障時のリスク分散及び今後の入居者数減少に伴う施設規模縮小に柔軟に対応するため。入居者の現状により適正な規模とした。

委員：新規入居者は募集していないのか？

工事担当：募集していない。将来的に処理能力が足りなくなることはない。

委員：既存浄化槽の解体撤去工事を一緒に発注できなかった理由は？

工事担当：既存浄化槽を工事期間中も使用していることから、新設浄化槽の完成後でなければ解体工事に着手できないため。

委員：解体の事業者は？

工事担当：設置事業者とは別の事業者が施工している。

【審議案件 ウ ごみ焼却処理施設2号ろ過式集じん器ろ布修繕工事】

委員：(株)開邦工業はどのような会社か？

工事担当：沖縄県に本社をおく日本の焼却炉メーカーで、焼却炉製造以外にも、火葬炉の設計・施工・メンテナンスや水処理・リサイクル施設の維持管理、環境・衛生・インフラ関連商品の販売などを行っている。

委員：随意契約に至った経緯は？

工事担当：緊急に対応が必要であったため、以前実施した事業者であれば施設を熟知しており、迅速な対応が可能と考え、本事業者に発注した。

委 員：2号炉のダイオキシン汚損前の1号炉2号炉の状況と現在までの状況は？

工事担当：本市では、通常、1か月おきに1号炉と2号炉を交互に運転しているが、最初に例年測定値の10倍のダイオキシン類の数値を記録した令和6年10月に2号炉を停止した。

測定値が上がった原因が不明であったため、その後2回再測定を行った結果、集じん器が原因であることが判明し、本件工事の発注に至った。

委 員：ダイオキシン類の測定方法は？

工事担当：煙突からガスを吸い取り、ダイオキシン類だけを取り出して、超高精度な分析装置で測定する。

委 員：ろ布の交換で測定値がどのように下がるのか？定期交換の時期は？

工事担当：交換によって例年並の測定値となった。ろ布の定期交換時期は5年程度だが、ダイオキシン類の数値異常や目詰まり、破損などによる交換もある。